

令和7年度 東京都中小企業制度融資 米国関税措置の影響を受ける 中小企業の資金繰りを支援します！

このたび、都では、令和7年度東京都中小企業制度融資「経営安定融資（経営一般）」において、米国関税措置により売上実績又は売上見込が減少し、事業活動に影響が生じる中小企業者等を新たに融資対象に加え、保証料を1／2補助することにより、資金繰りを支援してまいります。

概要

米国関税措置により、事業活動に影響が生じている都内中小企業者等がご利用いただけます（売上実績又は売上見込が減少の場合に申込可能）

○東京都中小企業制度融資「経営一般（米国関税措置関連）」

メニュー名	融資条件	保証料 補助
経営一般 (米国関税措置関連)	<p>以下(1)及び(2)を満たす中小企業者又は組合</p> <p>(1) 米国関税措置により、事業活動に影響が生じていること (2) 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して減少していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●融資利率： 1.65%以内～2.35%以内 ●融資限度： 2億8,000万円 ●資金使途： 運転資金、設備資金 ●融資期間： 10年以内（据置期間2年以内含む。） 	1/2

○受付開始日 令和7年4月25日(金)

上記事項以外については、以下リンク先をご覧ください。
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/new/>

